

## 掛川市「希望の丘」ロゴマーク等使用取扱要領

この要領は、掛川市が定めた「希望の丘」ロゴマーク及びロゴタイプ（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 1 ロゴマーク等の使用目的

ロゴマーク等は、掛川市「希望の丘」事業を推進するとともに、「希望の丘」への愛着や誇りを高め、「希望の丘」のイメージを市の内外に発信するために使用するものとする。

### 2 使用できる者

ロゴマーク等は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

ア 「希望の丘」事業を推進する目的以外に使用する場合

イ 法令、公序良俗等に反するおそれのある場合又は社会的な非難を受けるおそれのある場合

ウ 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用されるおそれのある場合

エ 不当な利益を得るために利用されるおそれのある場合

オ その他市長が不相当と認めた場合

### 3 申請

ロゴマーク等を使用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、掛川市「希望の丘」ロゴマーク等使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(1) 掛川市がその業務の目的において使用する場合

(2) 掛川市が共催又は後援する行事について、その共催又は後援を示す目的において使用する  
場合

(3) その他提出を必要としないと市長が認めた場合

### 4 使用承認等

(1) 市長は、ロゴマーク等使用承認申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、ロゴマーク等の使用を承認するものとする。

(2) 市長は、(1)の承認をしたときは、掛川市「希望の丘」ロゴマーク等使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### 5 使用上の遵守事項

ロゴマーク等の使用承認を受けた者（以下「承認者」という。）は、ロゴマーク等を使用する場合において、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 掛川市「希望の丘」事業の趣旨に反しないこと。
- (2) 承認者は、使用承認を譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 掛川市「希望の丘」のイメージを損なう展開及び応用使用をしないこと。
- (4) 定められた色、形式等を正しく使用し、次の各号に掲げる行為を行わないこと。

ア 変形

イ 位置、大きさ及び縦横比の変更

ウ 識別色の低い色との組合せ

エ 他の要素の混入

オ 指定表示色以外での表示

## 6 使用状況等の確認

- (1) 市長は、必要に応じロゴマーク等の使用状況及び使用実績の確認調査を実施することができる。
- (2) ロゴマーク等を使用する承認者は、(1)の調査の際、資料の提出等について誠実に応じなければならない。

## 7 使用期間

ロゴマーク等の使用期間は、掛川市「希望の丘」ロゴマーク等使用承認通知書に記載された期間とする。

## 8 損失補償等の責任

掛川市は、ロゴマーク等の使用の取り消しに係る損失の補償等について、一切の責任を負わない。

## 9 所管

当要領に関する事務は、地域医療推進課が所管する。

## 10 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

平成 年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住所

氏名

印

掛川市「希望の丘」ロゴマーク等使用承認申請書

掛川市「希望の丘」ロゴマーク等使用取扱要領第2条の規定により掛川市「希望の丘」ロゴマーク等を使用したいので、次のとおり申請します。

氏名 (名称及び代表者名)	
住所(所在地)	〒 ー
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
使用目的及び 使用形態	
使用期間(最長3年)	平成 年 月 ー 平成 年 月

平成 年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

掛川市「希望の丘」ロゴマーク等使用承認通知書

平成 年 月 日付けの掛川市「希望の丘」ロゴマーク等使用申請について、次の条件により使用を承認したので通知します。

記

1 承認番号 第 号

2 使用期間 平成 年 月 ～ 平成 年 月

3 使用条件

- (1) 「希望の丘」事業を推進する目的以外に使用しないこと。
- (2) 法令、公序良俗等に反するおそれのあるもの又は社会的な非難を受けるおそれのあるものに使用しないこと。
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用されるおそれのあるものに使用しないこと。
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれのあるものに使用しないこと。
- (5) その他市長が不相当と認めた場合は、承認を取り消すことがある。